

第1条(趣旨)

この法律は、少年法(昭和23年法律第168号)に定める少年の保護事件(以下「保護事件」という。)に関する手続において同法第3条第1項各号に掲げる審判に付すべき少年に該当する事由(以下「審判事由」という。)の存在が認められるに至らなかった少年等に対し、その身体の自由の拘束等による補償を行う措置を定めるものとする。

① 趣旨

本条は、少年補償法の立法趣旨を定めた規定である。

本条は、非行事実とされる少年法3条1項所定の審判事由が認められなかった少年等に対する補償について定めている。

② 審判事由の意義

「審判事由」とは、少年法3条1項各号に規定する犯罪、触法、虞犯の各非行に該当すべき事由をいう。

③ 「少年等」の意義

対象となる「少年等」の「等」には、①保護観察の保護処分を受けている成人が、虞犯事実ありとして家庭裁判所に通告された場合において、非行事実なしを理由として審判不開始決定または不処分決定をするとき(更生68条1項, 同条2項)、②保護処分継続中の成人について非行事実なしを理由に保護処分を取り消すとき、③少年本人が補償決定前に死亡し、成人の特別関係者から補償の申出があったときには、補償の相手方が成人となることから、そのような成人を含むという趣旨である(最高裁判所事務総局〔1993〕113頁)。

④ 「身体の拘束等」の意義

「身体の自由の拘束等」の「等」は、本法2条2項に規定する没取による補償を指している(最高裁判所事務総局〔1993〕213頁)。

1 最高裁判所事務総局編(1993)『少年補償事件執務資料』法曹会

2 前掲注1書